

国立大学法人京都大学役員給与規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員手当の月額を、次に定める。</p> <p>理事 184,360円から806,960円の範囲内で総長が定める額。</p> <p>監事 159,280円から637,120円の範囲内で総長が定める額。</p> <p>2 非常勤役員について前項の定めにより難しいときは前項の月額を基礎に算定した日額に年間労働予定日数を乗じ、その額を12で除して得られた額に相当する額を月額とすることができる。</p> <p>(後略)</p>	<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 (同左)</p> <p>2 非常勤役員について前項の定めにより難しいときは、当該非常勤役員の勤務形態等により、総長が別に定めることができる。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成24年6月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p>